

(名称)

第 1 条 本会は、「みんなの居場所ほっとライス」と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は代表宅とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員の親睦と結束を図り、子どもの居場所作りをすることを目的とし、平成 30 年 8 月 1 日に設立する。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 子どもの居場所作りの事業を行う。
- (2) 子どもの食生活サポートを行う。
- (3) 子どもの学習支援を行う。
- (4) 子どものイベントに関数イベントを開催する。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、次の 2 種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、代表が認めた者

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を「ほっとライス事務局」に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 会員ごとに年額 500 円とし、年度始めの 4 月よりに納入するものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を「ほっとライス事務局」会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 相談役 若干名
- (7) アドバイザー 若干名

- 2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その事業を総括する。

- 2 理事は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、「三浦こども基金」と、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

- 2 会の事業年度及び会計年度は毎年8月1日に始まり7月31日終わる。
- 3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 事業の変更
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) 役員を選任または解任
  - (5) 解散
  - (6) その他会の運営に関する重要項目
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(変更)

第 13 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。